

平成30年度奨学生募集案内

米百俵財団の奨学金制度がより一層充実した制度になりました

充実ポイント①

貸与月額を7万円に引き上げます

貸与月額の上限額を7万円へ引き上げます。
また、生活状況等にあわせて、7万円、5万円、3万円から、希望する貸与月額を選択できるようになりました。

充実ポイント②

貸与方法に半年分前払いを追加します

従来の毎月払いに加えて、授業料の納付時期にあわせて利用できるように、4月と10月に6か月分前払いの貸与方法を選択できるようになりました。

充実ポイント③

返済方法に月賦払いを追加します

従来の年賦払い、半年賦払いに加えて、返済額の平準化を図れるように月賦払いを選択できるようになりました。また、返済期間を最長15年（貸与月額7万円の場合のみ）に延長できるようになりました。

充実ポイント④

住民税非課税世帯の子の採用基準を緩和します

住民税非課税世帯の子どもが、経済的な不安により進学を断念しないように、学力基準を適用しないとともに、優先的に採用することで、進学を一層後押しします。



公益財団法人長岡市米百俵財団

募 集 内 容

まちづくりは人づくりから——長岡市米百俵財団では、あしたを担う人材の育成と教育の機会均等を図るため、長岡市出身の大学・短大・専門学校等進学者を対象に、奨学金の貸付けを行っています。

御希望の方は、ぜひ、応募してください。

1 応募資格

次のすべての条件を満たし、学校長の推薦が必要です。

- (1) 健康かつ人物優秀である者
- (2) 平成29年3月末日以前から引き続き長岡市に居住する世帯の子
- (3) 平成30年4月に新たに大学、短期大学又は専修学校専門課程に入学する人又はこれに準ずる外国の大学に留学する人。ただし、夜間部・通信教育部・大学院は除きます。

(4) 学力基準

高等学校又は高等専門学校等の第1年時から申込時まで全履修科目の評定平均値が、次に該当する者

- | | |
|---------------|-------|
| ア 大学・短期大学進学者 | 3.5以上 |
| イ 専修学校専門課程進学者 | 3.2以上 |

(5) 家計基準

家計支持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額（別紙「特別控除証明書提出用紙」参照）を差し引いた金額が、世帯人数ごとに設定された基準額以下であること。

＊ 家計支持者とは、父母をいう。父母がいずれもない場合は、代わって家計を支えている人をいう。

【収入・所得の上限額の目安】

およそ次の金額となります（表に記載の金額以下）。

世帯人数	想定する世帯構成	給与所得者の世帯 (年間の収入金額)	給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
3人世帯	本人、父、母(無収入)	657万円以下	286万円以下
4人世帯	本人、父、母(無収入)、 中学生	747万円以下	349万円以下
5人世帯	本人、父、母(無収入)、 中学生、小学生	922万円以下	514万円以下

- ・上記の表は、あくまでも目安です。上記の目安を上回っていても、特別控除等により基準を満たす可能性があります。
- ・基準を満たしていても、必ずしも採用候補者になれるわけではありません。

2 住民税非課税世帯の子どもに対する支援の充実

住民税非課税世帯（平成29年度の家計支持者全員の住民税所得割額が課されない世帯）の子で、次のいずれかに該当し、学校長の推薦が得られる者については、「1 応募資格」のうち、「（4）学力基準」については適用しません。

ア 特定の分野において優れた資質能力を有し、進学先の学校において優れた学習成績を修める見込みがあること

イ 進学先の学校における学習に意欲があり、進学先の学校において優れた学習成績を修める見込みがあること

3 申込方法

下記の書類を、「4 申込受付期間」中に在学・出身高等学校又は高等専門学校へ提出してください。（提出された書類は、各学校から財団に提出されます。下記(3)、(4)の書類は、個人情報保護のため、封入提出しても構いません。）

申込書類は各高校、アオーレ長岡（東棟1階総合窓口、情報ラウンジ）、さいわいプラザ4階【財団事務局】、各支所地域振興課、東・西サービスセンターにあります。財団ホームページからダウンロードすることもできます。

(1) 奨学金借入申込書

(2) 履歴書・家族状況調書（奨学金借入申込書の裏面に記入）

(3) 世帯全員の住民票の写し【続柄、世帯主の記載があるもの】

＊ 市役所や町・村役場で交付を受けてください。(2) 履歴書・家族状況調書に記入した家族全員（別居の方も含む。）の住民票の写しを提出してください。

(4) 課税証明書【世帯の平成28年中の所得を証明するもの】

＊ 市役所等で証明及び交付していますので、申込書類中の「課税証明書」を市役所等の課税証明発行窓口に提出してください。

＊ 平成29年中に家計等に変化があった場合は、家族状況調書にその旨記入し、収入を証明する書類（直近の源泉徴収票の写し等）を提出してください。

＊ 住民税非課税世帯は、必ず家計支持者全員の平成29年度住民税所得割額が0円とわかる課税証明書を提出してください。

(5) 大学の合格通知書の写し又はこれに代わる入学を証する書類

＊ 進学先が未定の場合、後日提出とし、申込時に提出しなくてもかまいません。

(6) 奨学生調査書（兼学校長推薦調書）【学業成績調査書】

＊ 様式は2種類あります。住民税非課税世帯の子に該当する場合は、「住民税非課税世帯用」を、その他の場合は「一般用」の様式を使用し、申込者記入箇所を記入の上、各学校に提出してください。（残りの記入箇所及び学業成績調査書は各学校で記入、作成します。）

(7) 特別控除証明書類提出用紙（該当者のみ提出してください）

＊ 特別控除を受ける場合は、特別控除証明書類提出用紙の控除該当項目をチェックし、領収書等それを証明する書類とともに提出してください。

※ 詳しくは、別紙「申請書類作成上の注意事項」をよくお読みください。

4 申込受付期限（在学・出身高等学校又は高等専門学校への提出期限）

平成30年1月19日（金）まで

5 採用の決定

奨学生選考委員会で書類選考のうえ決定します。
採用決定の時期 平成30年3月上旬の予定

6 貸付額

月額3万円、5万円又は7万円から選択できます。

7 利息

奨学金の貸付けは、無利息です。

8 貸付期間及び交付方法

(1) 貸付期間

平成30年4月から在学する学校の最短修学年限の卒業期まで

(2) 交付方法

毎月払い又は4月・10月に半年分前払い方法から選択できます。支払は、支払月の5日（金融機関の休業日に当たるときはその翌日、以下同じ。）に送金します。初年度の4・5月分、又は4月の6か月分の貸付金は、採用決定後、5月にまとめて交付します。

9 返還方法等

(1) 返還年限

貸付期間終了後1年間は据え置き、その後10年以内（貸付額が月額7万円の場合は15年以内）に全額を月賦、半年賦又は年賦で口座振替により返還していただきます。

なお、正当な理由なく返還を怠ったときは、所定の延滞金が課せられることがあります。

(2) 返還の猶予

大学院又は大学に在学するとき、海外に留学するとき、その他やむを得ない理由により著しく返還が困難なときは、返還を一時猶予することができます。

(3) 返還の免除

本人が死亡したとき、又は、心身障害等のため返還が不能若しくは著しく困難となったときは奨学金の一部又は全部の返還を免除することがあります。

御不明の点は下記までお問い合わせください。

公益財団法人長岡市米百俵財団事務局（長岡市教育委員会教育総務課内）

〒940-0084 長岡市幸町2丁目1番1号 さいわいプラザ内

TEL (0258) 39-2238

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp/kurashi/cate12/kome100zaidan>